

NEW MEMBER

入所のご挨拶

弁護士 村田恵理

私は、これまで福祉職として、障がいのある方や虐待被害者の方の支援をしてきました。その中で、必要とする人に法的な支援が届いていない事を知る一方で、誰もが困難に立ち向かう力を持ち、適切な支援があればその力を発揮できる事も実感してきました。そんな方々に、福祉だけでなく法的な支援も届けたいと思い、弁護士を志しました。

当事務所での勤務の後は、過疎地等への赴任を予定しています。当事務所でも、困難に直面する方々が1日でも早く笑顔を取り戻せるよう、尽力してまいります。



村田恵理 (78期)
Eri MURATA

―それで弁護士を目指すことを決めたのですか。

いいえ、帰国後しばらくして、法テラスで国選弁護人の手配業務のアルバイトを始めてから、弁護士という選択肢を考えるようになりました。

業務の中で勾留状を確認するのですが、高齢の方、障がいを持つ方、外国籍の方などの事案が多く、『この方はどんな方で、今後どうなるのだろう。弁護士はどう支援していくのだろう』と気になって。社会的に弱い立場に置かれがちな方々の刑事処分について考えた事が、進路決定に大きく影響しました。

―当事務所を選び、法テラスに赴任することを決めたのはなぜですか。

進路を決めた当初から、法テラスや公設事務所で働きたいという思いがありました。

例えば、ダルクでお会いする方には、薬物だけではなく、借金や家族関係、虐待経験など他の問題も抱えているけれど、どこにも支援に繋がらなかったという方が多くいらつしやいました。法的に解決できる問題でも、相談先が分からない、お金がないなど、色々な理由で法的な支援にたどり着けず、前を向いて生き直

インタビュー

―経歴を教えてください。

大学・大学院では法律を勉強しました。学業の傍らボランティア活動に参加する中で社会福祉に興味があり、卒業後は、働きながら社会福祉士などの資格を取得し、国内外で薬物依存の方、虐待や性暴力被害の経験を持つ方の支援に従事しました。その後、弁護士を志し、ロースクールに入学しました。

―大学・大学院では、どんなボランティア活動をしていましたか。

地域の防犯マップ作りや、イギリスのNPOで非行少年の社会復帰支援などに参加していました。

また、大学で刑事政策を学ぶうちに、『治安が悪い』という状況を実際に知っておくべきだと思い、南米のエクアドルの刑務所で半年間ボランティアをしました。受刑者との関りや日常生活の中で、薬物が蔓延し、Qや児童に対する性加害も野放しの現実に直面して、『法律を学んだのに、自分には何もできない』という無力さを感じた事を覚えています。

―日本に帰国後はどんなことをしていましたか？

―お話を伺う中で、一貫した強い信念を感じたのですが、その思いの出发点はなんでしょうか。

小学生の時に見た冤罪事件の「ドキュメンタリー」が出发点です。もと

もと推理小説が大好きで、最後は必ず真犯人が捕まると信じていました。でも、番組を見て、何もしていないのに処罰される人がいる、警察や検察、裁判所も間違えるを知って、正義って何だろう、と幼心に衝撃を受けたのが始まりです。番組では、加害者、あるいは加害者と名指された人やその家族が村八分にされた事も描かれていて、差別の存在も知りました。

のけ者にされているこの人と私は何も変わらないじゃないか。違いがあっても、その違いを乗り越えたい、同じ人間として関わりたい、と強く感じた事も、今に繋がっていると思います。

―地方赴任することについての意気込みを教えてください。

困り事を抱えて法的な支援を必要としている方のもとに自ら赴く、という目標で法律家になったので、そ

無力さを解決するにはソーシャルワークの知見が必要だと思い、働きながら通信制大学で学びました。また、薬物問題について理解を深めるため、薬物依存症の方を支援するダルクでボランティアを始めました。社会福祉士などの資格取得後は、エクアドルで感じた無力さについて、『今なら、異なる国や地域でも何か出来る』と思い、青年海外協力隊員としてバン格拉デシユで二年間活動しました。

―バン格拉デシユに行ってみてどうでしたか。

そこで改めて法律の重要性を感じました。私は都市部のスラムで、性暴力やQ被害者の支援を行っていましたが、社会的に弱い立場に置かれがちな人々が互いに助け合い、差別やトラウマに立ち向かう力を持っている事を知りました。一方で、そのような当事者たちを支える制度や法律がない事や、貧困などの為に法的な支援を活用できない状況を目の当たりにして、法律の意義について考えました。法律を学び直したら、もっと役に立てるのではないかと、現地で沢山の方に助けて頂いたので、その恩返しが出来るとはなかったかと考えました。

の実現に近づく喜びを感じます。途上国の法整備支援にも関心がある中で、まったく新しい地域で、様々な方の様々な法的課題に取り組むという地方赴任は貴重な経験になるとも考えています。一方で、その責任の重さに不安も感じています。

当事務所は、地方赴任者の養成の長い歴史があり、今も地方赴任を経験した先生が多く在籍しています。現地ですっかりと弁護士活動ができるように、先輩方から多くを吸収し、一日一日研鑽を積んでいきたいと考えています。

